

会 議 録

会議の名称	令和8年第3回本庄市教育委員会定例会
開催日時	令和8年3月25日(水) 午後3時30分から 午後5時00分まで
開催場所	委員室
出席者	<p>○教育長・委員 下野戸陽子 教育長 今井邦枝 教育長職務代理者 落合崇志 委員 坂本直哉 委員</p> <p>○教育長・委員以外の出席者 笠原栄作 教育委員会事務局長 武政和也 参事 片貝英幸 教育総務課長 西田真吾 学校教育課長 野口祐史 生涯学習課長 小川知子 文化財保護課長 折茂勝彦 スポーツ推進課長 中村忍 図書館長 櫻井友晴 学校教育課長補佐 市川宝生 学校教育課長補佐 島野真吾 教育総務課長補佐(事務局)</p>
次 第	<p style="text-align: right;">令和8年第3回本庄市教育委員会定例会 議事日程 令和8年3月25日(水) 午後3時30分開議 委員室</p> <p>1. 開 会 2. 前回会議録の承認 3. 会議議事録署名人の指名 4. 議 事</p> <p>(1) 本庄市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (議案第8号)</p> <p>(2) 本庄市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則 (議案第9号)</p> <p>(3) 本庄市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則</p>

(議案第10号)

- (4) 本庄市立小・中学校の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則 (議案第11号)
- (5) 本庄市入学準備金・育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (議案第12号)
- (6) 本庄市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 (議案第13号)
- (7) 本庄市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令 (議案第14号)
- (8) 本庄市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令 (議案第15号)
- (9) 本庄市立小・中学校の個人情報の電子化に伴う情報管理規程の一部を改正する訓令 (議案第16号)
- (10) 本庄市立小学校統合準備委員会設置要綱の一部を改正する告示 (議案第17号)
- (11) 本庄市運動等部活動実技指導者派遣事業実施要綱の一部を改正する告示 (議案第18号)
- (12) 本庄市校内教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示 (議案第19号)
- (13) 本庄市学校評議員設置要綱を廃止する告示 (議案第20号)
- (14) 本庄市学校ティーチング・アドバイザー事業設置要綱を廃止する告示 (議案第21号)
- (15) 本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員の任命について (議案第22号)
- (16) 本庄市立旭小学校学校運営協議会委員の任命について (議案第23号)
- (17) 本庄市立北泉小学校学校運営協議会委員の任命について (議案第24号)
- (18) 本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員の任命について (議案第25号)
- (19) 本庄市立共和小学校学校運営協議会委員の任命について (議案第26号)
- (20) 本庄市立本庄南中学校学校運営協議会委員の任命について (議案第27号)

	<p>(21) 本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員の任命について (議案第 28 号)</p> <p>(22) 本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員の任命について (議案第 29 号)</p> <p>(23) 本庄市立秋平小学校学校運営協議会委員の任命について (議案第 30 号)</p> <p>(24) 本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員の任命について (議案第 31 号)</p> <p>(25) 本庄市立本庄西中学校学校運営協議会委員の任命について (議案第 32 号)</p> <p>(26) 本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員の任命について (議案第 33 号)</p> <p>(27) 学校歯科医の委嘱について (議案第 34 号)</p> <p>(28) 本庄市社会教育委員の委嘱について (議案第 35 号)</p> <p>(29) 本庄市公民館運営審議会委員の委嘱について (議案第 36 号)</p> <p>(30) 本庄市スポーツ推進委員の委嘱について (議案第 37 号)</p> <p>(31) 令和 8 年度学校給食運営計画について (議案第 38 号)</p> <p>(32) 本庄市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について (議案第 39 号)</p> <p>(33) 本庄市教育委員会所管職員の人事異動について (議案第 40 号)</p> <p>5. 教育長の報告</p> <p>6. その他</p> <p>7. 閉 会</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和 8 年第 3 回本庄市教育委員会定例会議案」 ・「令和 8 年第 3 回本庄市教育委員会定例会議案関係資料」 ・「令和 8 年第 3 回本庄市教育委員会定例会議案関係資料 (別冊) 新旧対照表」 ・「議案第 38 号 別紙 令和 8 年度学校給食運営計画 (案)」 ・「議案第 39 号 別紙 本庄市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 (案)」 ・「議案第 40 号 別紙 令和 8 年度移動職員一覧表」 ・「教育長の報告 行動記録」 ・「令和 8 年本庄市議会第 1 回定例会 一般質問通告一覧表」 ・「市教委だより第 41 号」 ・「統合準備委員会だより②」

	<ul style="list-style-type: none"> ・「本庄市教育委員会研究学校等の委嘱に関する要綱」 ・「生涯学習課 令和8年第3回本庄市教育委員会定例会 ー今後の事業予定ー」
主管課	教育総務課

会議の経過	
教育長	<p>ただいまから、令和8年第3回本庄市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日は、清水委員より欠席届が提出されておりますので、ご了承ください。それでは、議事日程に従いまして進めてまいります。</p> <p>まず、前回会議録の承認をお願いします。</p>
事務局	<p>前回開催されました定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へ配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等は、ございませんでしたので、承認されております。</p>
教育長	<p>続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。</p> <p>本日は、今井委員をお願いいたします。</p> <p>次に、議事日程4の「議事」へ入ります。</p> <p>本日の付議事件は、お手元に配付しましたとおり、議案33件でございますが、議案第40号については、人事に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	異議なし
教育長	<p>異議がありませんので、議案第40号の審議については、非公開といたします。</p> <p>なお、議案40号の審議につきましては、議事の進行上、議事日程6の「その他」が終了した後に、非公開会議として、審議を進めたいと思います。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第8号について、事務局から説明を求めます。</p>
片貝教育総務課長	<p>議案第8号「本庄市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書1ページ、議案関係資料1ページ、右上に別冊とある議案関係資料新旧対照表1ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、提案理由をご説明いたします。議案書3ページをお願いします。</p> <p>本議案は、本庄市教育委員会事務局の組織改正及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>議案内容ですが、本庄市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改</p>

正するものでございます。号数の繰り上げ、繰り下げは記載のとおりでございますので説明は省略させていただき、詳細は別冊議案関係資料新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページ、左側の欄が改正前、右側の欄が改正後で、下線部分が改正箇所でございます。

事務局組織、第2条第1号中「施設係」を「学事係 児玉教育係」に改め、同条第2号中「学事係 児玉教育係 指導係 適正規模調整係」を「教育情報係 指導係」に改め、同条第3号中「公民館係 文化会館係」を「公民館・文化会館係」に改め、同条第2号の次に、第3号 教育環境整備課 学校統合準備係 施設調整係 を加える。

続きまして、別表、第3条関係、これは事務局の事務分掌となります。新旧対照表の2ページをお願いいたします。

別表教育総務課の部、施設係の項を、学事係 第1号から第8号 に改める。各号につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただき、これ以降も同様とします。

次に、別表教育総務課の部に、児玉教育係 第1号から第4号 を加える。

次に、別表学校教育課の部、学事係の項を、教育情報係 第1号から第8号 に改める。

続きまして、新旧対照表の3ページをお願いします。

別表学校教育課の部、児玉教育係の項を削り、同部、指導係の項、第13号中「学習補助員、英語指導助手又は通訳」を「学習補助教員」に改め、

同項第23号を削り、同項第24号中「地域移行」を「地域展開」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第25号を同項第26号とし、同号の前に、第24号 学校の保健・衛生管理に関する事第25号 学校安全・交通安全に関する事 を加える。

次に、別表学校教育課の部、適正規模調整係の項を削り、4ページとなりますが、同部の次に、教育環境整備課 学校統合準備係 第1号から第8号 施設調整係 第1号から第6号 を加える。

次に、別表生涯学習課の部、公民館係の項を、公民館・文化会館係 第1号から第11号 に改める。

次に、別表生涯学習課の部、文化会館係の項を削る。

附則ですが、この規則は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
落 合 委 員	組織の改編に伴い、市民サービスの変更はありますか。
片貝教育総務課長	市民サービスの変更はございません。

教 育 長	他に何か、ございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第8号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第8号「本庄市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第9号について、事務局から説明を求めます。
西田学校教育課長	<p>議案第9号「本庄市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。</p> <p>まず、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市特別支援教育就学奨励費支給規則について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を次のように改正する。</p> <p>第9条第1項に次のただし書きを加える。</p> <p>ただし、学校給食費については現物給付とする。</p> <p>詳しくは、新旧対照表でご説明させていただきます。</p> <p>A4横版の別冊議案関係資料新旧対照表7ページをご覧ください。</p> <p>左側が改正前、右側が改正後となっております。</p> <p>表の右側 (支給方法)</p> <p>第9条 就学奨励費は、第6条の規定により支弁区分Ⅰ又はⅡに決定したもの（以下「受給者」という。）がしている金融機関の口座への口座振替により支給する。ただし、学校給食費については、現物給付とする。</p> <p>これは、いわゆる学校給食費の無償化による規則の改正となります。</p> <p>附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行するとしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第9号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第9号「本庄市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第10号について、事務局から説明を求めます。

西田学校教育課長	<p>議案第10号「本庄市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。</p> <p>議案書5ページ、また議案関係資料12ページから14ページをご覧ください。</p> <p>まず、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市立小・中学校の通学区域に関する規則について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2（第5条関係）中、決裁権者について、学校教育課長を教育総務課長に改める。</p> <p>詳しくは「新旧対照表」でご説明させていただきます。</p> <p>別冊議案関係資料新旧対照表8ページから11ページをご覧ください。</p> <p>左側が改正前、右側が改正後となっております。</p> <p>別表第2の左側、決裁権者が学校教育課長となっているものを右側、教育総務課長と改めております。</p> <p>これは、本庄市教育委員会事務局の組織改正及び事務分掌の見直しによるものです。</p> <p>附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行するとしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第10号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第10号「本庄市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第11号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第11号「本庄市立小・中学校の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。</p> <p>議案書6ページ、また議案関係資料12ページから14ページをご覧ください。</p> <p>まず、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市立小・中学校の区域外就学に関する規則について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容についてご説明いたします。</p>

	<p>本庄市立小・中学校の区域外就学に関する規則の一部を次のように改正する。</p> <p>別表（第3条関係）中、決裁権者について、学校教育課長を教育総務課長に改める。</p> <p>詳しくは、新旧対照表でご説明させていただきます。</p> <p>別冊議案関係資料新旧対照表12ページから14ページをご覧ください。左側が改正前、右側が改正後となっております。</p> <p>左側の別表、決裁権者が学校教育課長となっているものを右側、教育総務課長と改めております。</p> <p>これは、本庄市教育委員会事務局組織改正及び事務分掌の見直しによるものです。</p> <p>附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行するとしました。説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第11号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第11号「本庄市立小・中学校の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定いたしました。次に、議案第12号について、事務局から説明を求めます。
西田学校教育課長	<p>議案第12号「本庄市入学準備金・育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。</p> <p>議案書7ページ、また議案関係資料17ページをご覧ください。</p> <p>まず、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市入学準備金・育英資金貸付条例施行規則について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市入学準備金・育英資金貸付条例施行規則の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第4号中「納税証明書」を「市税に滞納がない証明書」に改める。</p> <p>詳しくは、新旧対照表でご説明させていただきます。</p> <p>別冊議案関係資料新旧対照表15ページをご覧ください。左側が改正前、右側が改正後となっております。</p> <p>左側の別表、第3条第4号 本人及び連帯保証人の納税証明書となっているものを右側、本人及び連帯保証人の市税に滞納がない証明書と改めております。</p>

	<p>これは、貸付申請にあたり、審査書類として必須なものに限定するためのものです。</p> <p>附則として、この規則は、公布の日から施行するとしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
今井委員	「納税証明書」と「市税に滞納がない証明書」の違いを教えてください。
西田学校教育課長	<p>「納税証明書」は納税額の証明であり、「市税に滞納がない証明書」は滞納していないことを証明するものです。</p> <p>貸付の審査では、市税を滞納していないことを確認するため、「市税に滞納がない証明書」に改めるものでございます。</p>
教育長	他に何か、ございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第12号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	<p>異議がありませんので、議案第12号「本庄市入学準備金・育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第13号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第13号「本庄市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。</p> <p>議案書8ページ、また議案関係資料18ページをご覧ください。</p> <p>まず、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、学校運営協議会を置く公立学校の校長は、学校運営に関する「基本的な方針」に教員の働き方改革の具体的な取組（業務量管理・健康確保措置）を明記し、学校運営協議会の承認を得ることが義務付けられることとなるため、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市学校運営協議会規則の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の第1号を加える。</p> <p>（3）業務量管理・健康確保措置の実施に関すること・</p> <p>詳しくは、新旧対照表でご説明させていただきます。</p> <p>別冊議案関係資料新旧対照表17ページをご覧ください。</p> <p>左側が改正前、右側が改正後となっております。</p> <p>左側改正後の第4条に（3）業務量管理・健康確保措置の実施に関するこ</p>

	<p>と。を加えております。</p> <p>附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行するとしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第13号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第13号「本庄市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第14号について、事務局から説明を求めます。</p>
片貝教育総務課長	<p>議案第14号「本庄市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令」についてご説明いたします。</p> <p>議案書9ページ、議案関係資料20ページ、新旧対照表18ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、提案理由をご説明いたします。本議案は、本庄市教育委員会事務局の組織改正及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>議案内容ですが、本庄市教育委員会事務専決規程の一部を次のように改正するものでございます。詳細は、新旧対照表18ページをご覧ください。</p> <p>別表第2課長及び図書館長専決事項の部の次に、</p> <p>教育総務課長専決事項</p> <p>(1) 児童生徒の転出及び転入学に関すること を加える。</p> <p>別表第2学校教育課長専決事項の部中(1)の項を削り、(2)の項を(1)の項とし、(3)の項を(2)の項とする。</p> <p>附則ですが、この訓令は、令和8年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第14号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第14号「本庄市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令」は、承認することに決定いたしました。</p>

	次に、議案第15号について、事務局から説明を求めます。
片貝教育総務課長	<p>議案第15号「本庄市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令」についてご説明いたします。</p> <p>議案書10ページ、議案関係資料23ページ、新旧対照表19ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、提案理由をご説明いたします。本議案は、本庄市教育委員会事務局の組織改正及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>議案内容ですが、本庄市教育委員会文書取扱規程の一部を次のように改正するものでございます。詳細は、新旧対照表19ページをご覧ください。</p> <p>第3条の表の学校教育課の項の次に、「教育環境整備課 教整」を加える。</p> <p>附則ですが、この訓令は、令和8年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第15号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	<p>異議がありませんので、議案第15号「本庄市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第16号について、事務局から説明を求めます。</p>
片貝教育総務課長	<p>議案第16号「本庄市立小・中学校の個人情報の電子化に伴う情報管理規程の一部を改正する訓令」についてご説明いたします。</p> <p>議案書11ページ、議案関係資料24ページ、新旧対照表20ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、提案理由をご説明いたします。本議案は、本庄市教育委員会事務局の組織改正及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>議案内容ですが、本庄市立小・中学校の個人情報の電子化に伴う情報管理規程の一部を次のように改正するものでございます。詳細は、新旧対照表20ページをご覧ください。</p> <p>第3条第2項中「教育総務課長」を「学校教育課長」に改める。</p> <p>附則ですが、この訓令は、令和8年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第16号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第16号「本庄市立小・中学校の個人情報の電子化に伴う情報管理規程の一部を改正する訓令」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第17号について、事務局から説明を求めます。
西田学校教育課長	議案第17号「本庄市立小学校統合準備委員会設置要綱の一部を改正する告示」についてご説明いたします。 議案書12ページ、また議案関係資料26ページから28ページをご覧ください。 まず、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市立小学校統合準備委員会設置要綱について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。 次に議案内容についてご説明いたします。 本庄市小学校統合準備委員会設置要綱の一部を次のように改正する。 第14条中、学校教育課を除く。 詳しくは、新旧対照表でご説明させていただきます。 別冊議案関係資料新旧対照表21ページをご覧ください。 左側が改正前、右側が改正後となっております。 左側の第14条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。とあるのを、右側、学校教育課を除き、教育委員会において処理すると改めております。 附則として、この告示は、令和8年4月1日から施行するとしました。 説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
落合委員	学校教育課を除くとのことですが、主管する部署はどこになるのでしょうか。
西田学校教育課長	主管課は、教育環境整備課になります。学校統合の準備は、教育委員会全体で行うため学校教育課を除くものでございます。
教 育 長	他に何か、ございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第17号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし

教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第17号「本庄市立小学校統合準備委員会設置要綱の一部を改正する告示」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第18号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第18号「本庄市運動等部活動実技指導者派遣事業実施要綱の一部を改正する告示」についてご説明いたします。</p> <p>議案書13ページ、また議案関係資料29ページから30ページをご覧ください。</p> <p>まず、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市運動等部活動実技指導者派遣事業実施要綱について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市運動等部活動実技指導者派遣事業実施要綱の一部を次のように改正する。</p> <p>詳しくは、新旧対照表でご説明させていただきます。</p> <p>別冊議案関係資料新旧対照表22ページ、23ページをご覧ください。</p> <p>左側が改正前、右側が改正後となっております。</p> <p>左側の第3条第3項は、現在の部活動の活動時間の実態に合わせ、右側の第3条第3項に改正するものです。</p> <p>第4条については、様式第2号の事業計画の提出時期と様式第3号の次号実績報告書の提出期日を見直しました。</p> <p>また、様式第1号か様式第3号を見直しました。</p> <p>附則として、この告示は、令和8年4月1日から施行するとしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第18号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第18号「本庄市運動等部活動実技指導者派遣事業実施要綱の一部を改正する告示」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第19号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第19号「本庄市校内教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示」についてご説明いたします。</p> <p>議案書17ページ、また議案関係資料31ページをご覧ください。</p> <p>まず、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市校内教育支援事業実施要綱について、所要の改正をした</p>

	<p>いので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市校内教育支援事業実施要綱の一部を次のように改正する。</p> <p>詳しくは、新旧対照表でご説明させていただきます。</p> <p>別冊議案関係資料新旧対照表 24 ページ、25 ページをご覧ください。</p> <p>左側が改正前、右側が改正後となっております。</p> <p>左側の第1条は、これまでの中学校設置の校内教育支援センターに加え、令和8年度より小学校に校内教育支援センターを設置することに伴い、右側の第1条のように改正するものです。</p> <p>第2条から第5条は、は、小学校校内教育支援センターには、支援員であるアシスタントスタッフを3校につき、2名を配置することによる改正です。</p> <p>附則として、この告示は、令和8年4月1日から施行するとしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
坂本委員	校内教育支援センターを小学校にも拡充するとの認識でよろしいでしょうか。
西田学校教育課長	いままで中学校に設置していた校内教育支援センターに加え、小学校にも設置いたします。
教育長	他に何か、ございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第19号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	<p>異議がありませんので、議案第19号「本庄市校内教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第20号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第20号「本庄市学校評議員設置要綱を廃止する告示」についてご説明いたします。</p> <p>議案書18ページ、また議案関係資料32ページ、33ページをご覧ください。</p> <p>まず、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市学校評議員設置要綱を廃止したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市学校評議員設置要綱は、廃止する。</p> <p>これは、本市では、学校評議員に代わり、平成29年度より学校運営協議会の設置を進め、現在全校に設置されたことにより、廃止するものです。</p>

	<p>附則として、この告示は、令和8年4月1日から施行するとしました。 説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第20号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第20号「本庄市学校評議員設置要綱を廃止する告示」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第21号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第21号「本庄市ティーチング・アドバイザー事業設置要綱を廃止する告示」についてご説明いたします。 議案書19ページ、また議案関係資料34ページ、35ページをご覧ください。 まず、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校ティーチング・アドバイザー事業設置要綱を廃止したいので、この案を提出するものでございます。 次に議案内容についてご説明いたします。 本庄市学校ティーチング・アドバイザー事業設置要綱は、廃止する。 附則として、この告示は、令和8年4月1日から施行するとしました。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第21号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第21号「本庄市ティーチング・アドバイザー事業設置要綱を廃止する告示」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第22号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第22号「本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。 議案書の20ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料36ページをご覧ください。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでご</p>

	<p>ございます。</p> <p>なお、この後の議案27号26ページまでは、提案理由及び議案関係資料は学校名以外、同内容ですので、以降の議案では割愛させていただきます。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。</p> <p>1氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2任期でございますが、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>任期につきましても、次の議案から同期間ですので、以降からは割愛させていただきます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第22号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第22号「本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第23号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第23号「本庄市立旭小学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の21ページをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>1氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第23号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第23号「本庄市立旭小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第24号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第24号「本庄市立北泉小学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の23ページをお願いいたします。</p>

	<p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>1氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第24号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第24号「本庄市立北泉小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第25号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第25号「本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の24ページをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>1氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第25号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第25号「本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第26号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第26号「本庄市立共和小学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の25ページをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>1氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第26号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	異議なし

教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第26号「本庄市立共和小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第27号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第27号「本庄市立本庄南中学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の26ページをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>1氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第27号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第27号「本庄市立本庄南中学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第28号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第28号「本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の27ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員 森米子氏が、令和8年3月31日をもって辞任するため、規定に基づき、本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立藤田小学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。</p> <p>1氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2任期でございますが、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間でございます。</p> <p>次の議案から同期間ですので、次からは割愛させていただきます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第28号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし</p>

教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第28号「本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第29号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第29号「本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の28ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員 山本弘子氏、茂木智枝美氏、江森吉博氏が、令和8年3月31日をもって辞任するため、規定に基づき、本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立児玉小学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。</p> <p>1氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第29号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第29号「本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第30号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第30号「本庄市立秋平小学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の29ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、規定に基づき、本庄市立秋平小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立秋平小学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。</p> <p>1氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第30号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>

教育委員	異議なし
教育長	異議がありませんので、議案第30号「本庄市立秋平小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第31号について、事務局から説明を求めます。
西田学校教育課長	議案第31号「本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。 議案書の30ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員 齊藤肖氏が、令和8年3月31日をもって辞任するため、規定に基づき、本庄市立本庄東中学校 学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 それでは、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 1氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
落合委員	仁手小学校と本庄東中学校の学校運営協議会委員で同一人物がいますが問題はないのでしょうか。
西田学校教育課長	問題ございません。
教育長	他に何か、ございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第31号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	異議がありませんので、議案第31号「本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第32号について、事務局から説明を求めます。
西田学校教育課長	議案第32号「本庄市立本庄西中学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。 議案書の31ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市立本庄西中学校学校運営協議会委員 吉澤美喜氏が、令和8年3月31日をもって辞任するため、規定に基づき、本庄市立本庄西中学校 学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。

	<p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立児玉小学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。</p> <p>1 氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第32号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第32号「本庄市立本庄西中学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第33号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第33号「本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員の任命について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の32ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員 和歌山由理氏、茂木智枝美氏、工藤友紀氏、関根美香氏、福島真理子氏が、令和8年3月31日をもって辞任するため、規定に基づき、本庄市立本庄西中学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。</p> <p>1 氏名、生年月日、住所、選出区分は、表に記載のとおりでございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第33号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第33号「本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第34号について、事務局から説明を求めます。</p>
西田学校教育課長	<p>議案第34号「本庄市学校医の委嘱について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の33ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市立児玉小学校学校歯科医の倉林典之氏より学校歯科医辞退届の提出があったため、本庄市立小・中学校管理規則第14条の5の規定</p>

	<p>により、本庄市学校歯科医を委嘱したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市学校歯科医を次のとおり委嘱する。</p> <p>まず、1氏名、生年月日、住所及び担当学校名につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2委嘱日でございますが、令和8年4月1日でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第34号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第34号「本庄市学校医の委嘱について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第35号について、事務局から説明を求めます。</p>
野口生涯学習課長	<p>議案第35号「本庄市社会教育委員の委嘱について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の34ページ、併せて議案関係資料38ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由からご説明いたします。</p> <p>本議案は、令和8年2月4日をもって欠員となった本庄市社会教育委員について、本庄市社会教育委員設置条例第2条の規定に基づき、新たに本庄市社会教育委員を委嘱したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容について、ご説明いたします。</p> <p>本庄市社会教育委員を次のとおり委嘱する。</p> <p>1の委員については、新任の方1名、再任の方1名で、氏名、生年月日、住所、略歴等については記載のとおりでございます。</p> <p>2の任期でございますが、令和8年4月1日から令和8年7月31日までで、前任者の残任期間となっております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
今井委員	同じ市議会議員で、新任と再任の違いは。
野口生涯学習課長	<p>再任の市議会議員については、以前から社会教育委員に就いておりました。市議会議員選挙の関係で2月4日に一度退任しており、その後の選挙で再選され、あらためて社会教育委員に就任したものです。</p> <p>新任の市議会議員については、初めて社会教育委員に就任いたします。</p>
教 育 長	他に何か、ございませんか。
教育委員	質疑なし

教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第35号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第35号「本庄市社会教育委員の委嘱について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第36号について、事務局から説明を求めます。</p>
野口生涯学習課長	<p>議案第36号「本庄市公民館運営審議会委員の委嘱について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の35ページ、併せて議案関係資料39ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由からご説明いたします。</p> <p>本議案は、令和8年2月4日をもって欠員となった本庄市公民館運営審議会委員について、本庄市公民館運営審議会条例第2条の規定に基づき、新たに本庄市社会教育委員を委嘱したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容について、ご説明いたします。</p> <p>本庄市公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱する。</p> <p>1の委員については、新任の方1名で、氏名、生年月日、住所、略歴等については等については、記載のとおりでございます。</p> <p>2の任期でございますが、令和8年4月1日から令和8年7月31日まで、前任者の残任期間となっております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第36号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第36号「本庄市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第37号について、事務局から説明を求めます。</p>
折茂スポーツ推進課長	<p>議案第37号「本庄市スポーツ推進委員の委嘱について」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の36ページ、併せて議案関係資料40ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由からご説明いたします。</p> <p>本議案は、令和8年3月31日に任期が満了する「本庄市スポーツ推進委員」について、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、新たに委員を委嘱したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に、議案内容をご説明いたします。</p>

	<p>本庄市スポーツ推進委員を次のとおり委嘱する。</p> <p>委嘱については、全改選27名となっております。</p> <p>1氏名等でございますが、新任6名、再任21名、氏名、住所、生年月日、選出区分につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>2の任期については、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第37号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第37号「本庄市スポーツ推進委員の委嘱について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第38号について、事務局から説明を求めます。</p>
片貝教育総務課長	<p>議案第38号「令和8年度学校給食運営計画」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の38ページ、議案関係資料41ページ、別紙の令和8年度学校給食運営計画（案）をご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由からご説明いたします。</p> <p>本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第11号の規定により、学校給食運営計画を策定したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>議案内容ですが、令和8年度学校給食運営計画を別紙のとおり策定するものでございます。</p> <p>別紙、令和8年度学校給食運営計画（案）は、2月18日開催の児玉地域学校給食運営委員会においてご協議をいただき、案としてまとめたものでございます。</p> <p>この学校給食運営計画は、1.「趣旨」、2.「重点的な取組」、3.「学校給食運営基準」、4.「学校給食運営計画の変更」の4つの大項目により、児玉地域の学校給食の運営について定めるものでございます。</p> <p>1ページ、1. 趣旨でございますが、この運営計画は、令和8年度児玉地域の小中学校における学校給食の運営について定めるものでございます。</p> <p>2. 重点的な取組でございますが、(1) から (7) の7項目について定めております。</p> <p>(1) はHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の徹底、(2) は給食食材の安全の確保と地産地消の推進、(3) はアレルギー対応給食の充実、(4) は情報発信の充実、(5) は給食完食の推進、(6) は学校給食費の滞納対策の強化、2ページに移りまして、(7) では危機管理体制の見直しを定めてお</p>

	<p>ります。</p> <p>続きまして、3. 学校給食運営基準でございます。</p> <p>(1) では稼働可能日数及び年間給食日数、(2) では学校給食費、(3) では日額給食費について定めております。</p> <p>(1) 稼働可能日数ですが、令和8年度は191日で、各学期、月別の稼働日数は記載のとおりです。中ほどの表、年間給食日数の上限ですが、稼働日数191日から学校行事等で給食を提供しない5日間を差し引き、小学校、中学校とも186日です。この日数は、本庄上里学校給食センターと同じでございます。</p> <p>続きまして、(2) 学校給食費でございます。</p> <p>令和8年度は、小学校、中学校共に無償とするものでございます。</p> <p>続きまして、(3) 日額給食費でございます。</p> <p>各学校での試食会及び教育実習生等の給食費として適用される金額となります。</p> <p>最後に、4. 学校給食運営計画の変更についてですが、給食費、給食日数等、この計画の根幹となる事項を変更する場合は、その都度教育委員会で協議することを定めております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
今井委員	「(6) 学校給食費の滞納対策の強化」とありますが、学校給食費の無償化後に滞納があるのでしょうか。
片貝教育総務課長	今後、新たに滞納は発生いたしません。過去の滞納がございます。そのため、令和7年度の計画の重点項目にありました「学校給食費の未納防止」を「学校給食費の滞納対策の強化」に変更いたしました。
落合委員	「(4) 情報発信の充実」の具体的な内容を教えてください。
片貝教育総務課長	給食だより等の連絡メールでの発信や、献立をホームページに掲載するなど情報発信の充実に努めて参ります。
教育長	他に何か、ございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第38号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし
教育長	異議がありませんので、議案第38号「令和8年度学校給食運営計画」は、承認することに決定いたしました。
	次に、議案第39号について、事務局から説明を求めます。
西田学校教育課長	議案第39号「本庄市立学校の教育職員に関する業務量の管理・健康確保措置実施計画」についてご説明いたします。
	議案書の39ページをご覧ください。

	<p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことにより、教育職員の健康・福祉の確保に向け、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定したいため、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり策定する。</p> <p>右上に学校教育課と記載のある別紙をご覧ください。</p> <p>最初に1ページ及び2ページをお願いします。ここには本計画の趣旨と、本市の現状を記載しております。これまでの働き方改革の取組より、年々時間外在校等時間は減少してきておりますが、この後、記載があります、目標の時間外在校等時間には達成していない状況にあります。</p> <p>次に、3ページをご覧ください。本計画における目標を記載しております。時間に関する目標とワークライフバランス、働きがいに関する目標を記載しています。</p> <p>計画の期間は、令和11年度までの3年間となります。</p> <p>次に、4ページからは、実施する業務管理・健康確保措置の内容を記載しております。</p> <p>文部科学省が示している「学校と教師の業務の3分類」をもとに、具体的な取り組み内容を記載しております。</p> <p>最後に、6ページをご覧ください。関連する取組と今後のフォローアップを記載しております。</p> <p>以上の計画をもとに、本市の教育職員の業務量管理・健康確保を進め、本市の子供たちへのよりよい教育を充実させて参りたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくご説明いたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第39号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第39号「本庄市立学校の教育職員に関する業務量の管理・健康確保措置実施計画」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議事日程5の「教育長の報告」へ移ります。</p> <p>行動記録をご覧ください。</p> <p>前回の定例会以降の行動記録について、別紙のとおり報告させていただきます。</p>

	<p>主だったところについて説明させていただきます。</p> <p>2月21日、セルディにて学ぼう舎合同修了式がありました。これまでは、それぞれに行っていた修了式を初めて一堂に会して行いました。工夫が凝らされ、楽しい式となりました。</p> <p>25日、令和8年本庄市議会第1回定例会が開会となりました。そして、本日25日に閉会となりました。一般質問等については、後ほど局長から報告があります。</p> <p>3月6日、前岡崎教育委員に対し、市長より感謝状の贈呈式がありました。12年間のご活躍に改めて感謝申し上げます。</p> <p>7日、はにぼんプラザにて本子連「はがき作品展」表彰式が行われました。「私の好きな本庄の名所・名物」をテーマとし、はにぼん、千本桜、あまりんなど本市の魅力を色とりどりに表現している力作ぞろいでした。</p> <p>同日午後、市民総合大学閉講式がグローバルソフトウェア本庄文化ホールにて行われました。続いて埼玉県警音楽隊をお招きしての生涯学習推進大会が行われ、多くの方にご来場いただきました。</p> <p>8日、セルディにて「こだま芸術文化の集い」が行われました。芸能部門では、ダンスや演奏など日ごろの練習の成果を発表していました。展示部門では、例年のものに加えて、児玉小学校の児童作品も展示され、たくさんの方々に見ていただきました。</p> <p>小中学校の卒業式につきましては、13日に中学校、24日に小学校、各校とも無事実施することができました。教育委員の皆様にも大変お世話になりました。</p> <p>行動記録については以上です。</p> <p>次に、議事日程6「その他」へ移ります。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
<p>笠原事務局 長</p>	<p>私からは1件、ご報告がございます。</p> <p>令和8年第1回定例会における一般質問の概要について、ご報告いたします。</p> <p>お手元の資料、右上に事務局長資料と記載の一般質問通告一覧表をお願いします。</p> <p>初めに日程ですが、3月18日(水)、19日(木)、23日(月)の3日間で、質問者は19人です。</p> <p>この内、教育委員会関係では、一覧表1ページの赤で囲んである代表質問5問と2ページの赤で囲んである希望質問7問でございました。</p> <p>答弁ですが、3ページ以降の一般質問の概要のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。</p> <p>今回、教育委員会事務局の全課館に関する質問でした。</p> <p>なお、配布した一般質問の概要につきましては、議事録ではございません</p>

	<p>のでご承知おきをお願いします。</p>
片貝教育総務課長	<p>教育総務課から、3件報告がございます。</p> <p>1件目は、3月発行の市教委だより第41号について、でございます。お手元に配布させていただきましたので、ご一読をよろしくお願いいたします。</p> <p>2件目は、第4回定例会の日程でございます。</p> <p>第4回定例会は4月23日（木）ですが、総合教育会議が午後1時30分から午後3時に開催予定のため、日程を揃えさせていただき、総合教育会議終了後、市役所3階庁議室で開催したいと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>3件目は、第5回定例会の日程でございます。</p> <p>第5回定例会は、5月12日（火）午後2時30分から、場所は市役所委員室で開催したいと考えております。5月は、令和8年第2回定例会に提案する議案をご審議いただく必要があるため、通常より早い開催となりますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>教育総務課は以上でございます。</p>
西田学校教育課長	<p>学校教育課から、2件報告がございます。</p> <p>1件目は、本庄東中学校区小学校統合準備委員会が令和8年4月に発行する「統合準備委員会だより」についてご報告いたします。</p> <p>A4両面カラー「統合準備委員会だより」（第2号）とあります資料をお願いいたします。</p> <p>今回の統合準備委員会だよりでは、①設置した5つの専門部会と協議事項について、②学校運営部会における、新たな学校の名称(案)を公募して選定する方向とした協議について、③教育課程部会における、3小学校の児童を対象とした交流行事の予定について、④令和8年度の専門部会の協議予定について</p> <p>以上4点をお知らせいたします。</p> <p>詳しくは紙面をご覧ください。説明は以上でございます。</p> <p>2件目は、本庄市教育委員会研究学校等の委嘱に関する要綱についてご報告いたします。</p> <p>別に配布いたしました右上に学校教育課と記載してある資料をお願いいたします。</p> <p>市教委では、市内公立小中学校全てに、研究委嘱を行い、特色ある学校づくりを進めております。</p> <p>これまで、その中で特に「学力向上」「体力向上」「人権教育」については、1年に1校ずつ、計3校には計画表に基づき、2年間の研究委嘱を行い、研究発表会等を実施してきました。</p> <p>来年度以降は、研究委嘱の内容を変更し、2研究の委嘱にあるように、「本</p>

	<p>庄型授業スタンダード」「探究的な学習」「不登校・いじめ対策」の三分野についてと変更をいたします。</p> <p>これにより、来年度は、「本庄型授業スタンダード」は、本庄南中、「探究的な学習」は共和小、「不登校・いじめ対策」は本庄東小で研究を進めてまいります。</p> <p>説明は以上です。</p>
野口生涯学習課長	<p>生涯学習課から2点、報告いたします。</p> <p>右上に「生涯学習課」とあるA4資料をご覧ください。</p> <p>はじめに、本子連「はがき作品展」についてです。</p> <p>3月7日の午前中に、本庄ガスE C Oはにぽんプラザにて表彰式を開催いたしました。</p> <p>今年度は「本庄市のおすすめスポット・フード」をテーマに、過去最多となる2,407作品の応募をいただき、当日は計37名を表彰いたしました。</p> <p>次に、生涯学習推進大会についてです。</p> <p>3月7日の午後に、グローバルソフトウェア本庄文化ホールにて生涯学習推進大会を開催いたしました。</p> <p>第1部の市民総合大学閉講式に続き、第2部では埼玉県警察音楽隊による演奏会を実施し、710名の方にご来場いただきました。</p> <p>演奏に加え、交通安全や防犯の啓発も行われ、多世代が楽しめる充実した大会となりました。</p> <p>説明は以上です。</p>
教 育 長	<p>今まで何点か説明がございましたが、何か質問はございますでしょうか。</p>
教育委員	<p>質疑なし</p>
教 育 長	<p>それでは、先ほど、教育総務課長から説明がありましたが、4月定例会及び5月定例会の日程を改めて確認いたします。</p> <p>第4回定例会を4月23日（木）総合教育会議終了後、場所は市役所庁議室で、第5回定例会を5月12日（火）午後2時30分から、場所は市役所委員室で開催いたします。</p> <p>皆さまご都合は宜しいでしょうか。</p>
教育委員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>これで、公開での会議を終了します。</p> <p>これより、非公開で議事を進めます。</p>
	<p>[非公開]</p> <p>議案第40号 本庄市教育委員会所管職員の人事異動について《承認》</p>
教 育 長	<p>以上で令和8年第3回本庄市教育委員会定例会を閉会いたします。</p>

以上のとおり、会議次第を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

本庄市教育委員会教育長

下野戸 陽子

本庄市教育委員会委員

今井 邦枝

書 記

島野 真吾